

北海道知事 鈴木直道様

2023北海道政策補正予算編成及び 道政執行に関する要望・提言

2023年5月25日

北海道議会 民主・道民連合議員会

会長 梶谷大志



1 行財政運営について

(1) 地方分権の推進

- ・2000年の地方分権一括法施行後も財源と権限の移譲は十分でなく、行き過ぎた地方交付税の削減が道財政悪化の一因となった。自治体の政策の裁量を広げるために、改めて地方分権の推進に向けた知事の積極的なリーダーシップを求める。

(2) 道と札幌市の関係性

- ・コロナ禍では、国と地方の関係性に加え、都道府県と政令指定都市との連携の難しさが浮き彫りとなった。今後、コロナ以外の様々な分野においても連携あるいは共同して取り組むことが、感染症を含め様々な分野での対策強化に繋がる事から、情報の共有化はもとより、より一層の協力体制の強化を図ること。

(3) 財源の確保

- ・政府は、新型コロナウイルス感染症や物価高の対策として分配する地方臨時交付金の縮小、廃止を含めた見直しを行っているが、本道経済は、新型コロナウイルスによる打撃から回復途上にあることから、必要な財源の確保を国に求めること。

(4) 情報発信の在り方

- ・道民に対する丁寧かつ分かりやすい情報発信について、テレビや新聞などは幅広い世代に伝える有効なツールだが、知事は近年、交流サイト（SNS）で直接呼びかける手法も活用している。それ自体は否定しないが、重要なのは内容であり、道民にとって、必要な道政の情報を知る機会となることから、時宜を捉えた正確な情報を分かりやすい形で発信すること。

(5) 財政運営

- ・財政運営について、「行財政運営の基本方針」では、収支不足額の解消に向け、歳出削減や効率化に取り組むとしているが、行政サービス水準の低下や労働環境の悪化を招いてはならない。また、新型コロナウイルス感染症の変異株等による感染拡大、コロナ禍による健康被害や、長期化が懸念される物価高騰による道民生活への影響を鑑み、それらへの対策を機動的に取り組むこと。

- ・「行財政運営の基本方針」の推進にあたっては、掲げる目的や効果の達成度を隨時、把握・検証しながら取り組むこと。また、行財政運営の状況については特に、道民への分かりやすい情報公開をより推進すること。
- ・ふるさと納税については、故郷や思い入れのある地域、被災自治体などへの支援につながるといったメリットがある一方、自治体間での財源の奪い合いが生じていることなど少なからず問題もあることから、地域によって格差が生じないよう制度の見直しを進めるとともに、併せて産業振興を通じて税収増を図るのが本来の姿であることから、国に対して税源と権限の移譲によって地方を支える道筋をつけるよう強く訴えること。

2 地方創生の推進について

- ・令和3年12月に改訂された「第2期北海道創生総合戦略（改訂版）」で掲げる5つの重点戦略プロジェクトが本道の人口減少対策の中核をなすことから、目的達成に向け着実に実践されるよう具体的な施策に着手するとともに、人口減少という重大な危機をオール北海道で乗り越えるため、産学官金労言士など多様な主体との戦略の共有化を図ること。

また、とりわけ道内の中核都市では「吸水ポンプ機能」が強まっており、政策を総動員して少子化対策と定住促進の両面から対策を講じるとともに、若者や女性が安心して仕事ができる体制整備や道内で就労する外国人支援を推進すること。

3 物価高騰対策（総論）

- ・ロシアによるウクライナ侵攻や円安に伴う燃油、原材料などの物価高騰は、3年にも及ぶコロナ禍の後遺症と相まって、道民の日常生活はもとより本道の基幹産業である第1次産業をはじめ広範な事業活動に極めて深刻な影響を与えており、未だに出口は見えていない。17日の臨時議会で物価高騰対策に係る補正予算が可決されたが、支援は全ての道民や事業者へ行き届いてはおらず、対処療法的な財政出動の効果は限定的、かつ一時的と言わざるを得ない。中期的な視点での住民や事業者に寄り添った切れ間のない支援策を講じるとともに、国に対して必要な財政支援を強く訴えること。

4 雇用と経済対策について

(1) 経済活性化

- ・千歳市に進出する最先端半導体工場を起点に、関連産業の集積化が期待されるが、こうした動向を好機と捉え、道内全域へ経済効果を波及させられるよう、具体的な戦略と、それに伴う取り組みを検討すること。また、工場やインフラ整備、人材確保など急激な需要に対応する必要があることから、行政区画などを越えた広域な調整など道が司令塔の役割を果たすこと。

(2)雇用環境の整備

・道内企業の春闘は、先月 11 日現在で交渉組合の約半数が妥結し、ベースアップも含めた平均賃上げ率は、3.29%に伸びた。現時点での平均賃上げ率は全国と比較しやや低いが、道内の昨年実績を 2%上回る。企業存続には「人への投資」が欠かせないと認識の定着が必要である。しかし、道内には賃上げ未実施の会社も多く、取引価格の適正化や生産性の向上は、企業単独では限界があることから、零細企業でも待遇改善などに踏み出せる環境整備への支援を図ること。

(3)雇用の創出

・本社機能のサテライトオフィスの誘致促進や国内外からの投資を呼び込む取り組みを進め、道内経済の浮揚に繋げる考えを示したが、その恩恵を特定の地域だけに限定せず、北海道全体が潤い持続可能な政策となるよう、戦略的に取り組むこと。ただし、一方で、物流や観光などの分野において深刻な人手不足が続いていること、業種間での人材流出が激しくなることも見込まれる。人材育成の充実強化と併せ外国人労働者の生活環境の改善を進め、問題の解消に努めること。

(4)観光業の回復

・新型コロナウイルス感染症の水際対策が大幅に緩和されたことと、感染症法上の 5 類移行が相まって、道内観光地に訪日客や国内客が戻りつつある。しかし、コロナ前に道内訪日客の 4 分の 1 を占めていた中国本土客の復活や宿泊施設の働き手不足解消は見通しが立っていない。中国本土からの日本向け団体旅行の解禁や到着便の道内空港への早期再開を国に要請するとともに、人手不足を補うためのデジタル化の推進による業務効率化など観光団体と連携した支援に取り組むこと。

(5)建設業の人材不足

・建設産業は、社会資本の整備や災害対策など、地域の安全・安心な生活の維持、確保に重要な役割を果たしている。加えて北海道新幹線の札幌延伸に伴う大規模再開発が相次ぐ札幌市中心部では、来年 4 月に残業時間に上限規制が課せられる中、人手不足が深刻化している。資材高騰などで賃上げも限界があり、中小事業者は人材の確保に大変苦慮している。道としても、業界団体と連携のもと、ICT による業務効率化やベンチャー企業との協力による生産性の向上など必要な支援を講ずること。

(6)旅客と貨物運送事業者的人材不足

・広域分散型社会である本道においては、バスやタクシー、JR などは道民や観光客などにとって大切な移動手段であり、また、モノの運搬を担うトラックなどの運輸業は道民生活や事業活動を支えている。しかし、これらの事業者は、深刻な人材不足に陥っており、安定的な公共交通や運輸・運送の維持・確保が難しくなってきており、現在進行中の「北海道交通政策総合指針」に掲げる重点戦略に基づき、国や事業者と連携のもと、サービスの担い手となる人材の確保・育成などの取り組みを着実に推進すること。

5 医療・福祉政策について

(1) 子育て支援

- ・子育て支援について、新設された部長職が中核となり、組織横断的な情報の共有化、調整、連携の強化を図るとともに、子育て世帯の負担軽減、保育人材の育成や周産期医療の確保、不妊治療や妊産婦への支援の他、社会全体で支える仕組みの構築に取り組むこと。
- ・子どもに寄り添った権利や利益を保護し、支援するため、実態把握に努めるとともに、現実と乖離しない施策の弾力的な運用、あるいは新たな施策の検討を図ること。

(2) 少子化対策

- ・過去の対策の問題点を検証し、就職、結婚、保育、教育など人生の節目での課題を踏まえた上で包括的な制度設計の構築に努めるとともに、広く住民に周知を図ること。

(3) 高齢者・障がい者福祉

- ・福祉施設における感染症の集団発生、虐待などの不適正な事案、人権問題など高齢者、障がい者を取り巻く深刻な問題が顕在化している。改めて課題の原因を探り、当事者の人権に配慮した実効性のある施策として、健全かつ適正な介護人材の育成、職員の負担軽減に繋がるデジタル化の推進、高齢者の健康づくりに資する取り組みの促進を図ること。

(4) 医療の確保

- ・3年以上も続いたコロナ禍では、医師をはじめ看護師など現場の医療従事者は、未知の感染症に献身的に闘い続けてきたが、一方で地域の医療は崩壊寸前まで追い詰められた。これまでのコロナ対策について十分な検証を行い、次の感染症に襲われた時に再び深刻な状況を繰り返さないため、平時からの医療の確保に万全を期すことはもちろん、道民一人ひとりの意識醸成を図ること。

(5) ケアラー対策

- ・家族の世話を担うケアラー（ヤングケアラーを含む）の問題は、当事者が気軽に相談しやすい環境づくりと、相談がしっかりと課題の解決にまで繋がるよう、フォローアップ体制を強化すること。

(6) 新型コロナウイルス感染症

- ・新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が8日から5類に移行した。感染再拡大が懸念される中、大きな転換点を迎えたが、行政による毎日の新規感染者数の発表がなくなり、従前より感染の動向が把握しにくくなつた。専門家は警戒が必要だが、過剰に恐れる必要はないと見解を示しているものの、5類移行によりコロナが終息した訳ではない。企業や団体などによっても対策に温度差があり、今後も、立場の弱い方や厳しい現場で対応する人に配慮し、感染拡大の兆候が見られた際などには、丁寧かつ迅速な情報提供とともに、柔軟に必要な対策を速やかに講じること。

(7) 子どもの自殺

- ・昨年度国内で自殺した小中高の児童生徒は514人と過去最多となった。児童生徒の自殺者は2011年から300人台となり、少子化にもかかわらず、増加傾向にあるが、本道では、全体としては減少傾向にあるものの令和2年では、10代で39人、割合としては4.4%と全国の3.8%を上回っており問題である。

今年度から第4期の北海道自殺対策行動計画がスタートするが、計画上の主な取り組みが十分な効果を得られるよう、一部担当部署の努力のみに依拠せず、医療、保健、福祉、教育が一体となって一人の自殺者も決して出さないという覚悟をもって取り組むこと。

6 防災・減災対策について

- ・近年、日本各地で地震が多発しており、その都度、地域住民は恐怖と不安に晒されている。道は6月1日付けの組織機構改正で日本海溝・千島海溝沿いを震源とする巨大地震に備え「海溝型地震対策室」を設置し、各振興局に危機対策に主幹級職員を配置するとしたが、組織強化に伴い発生時の円滑な応急活動等に道内自治体と連携し取り組みを推進するとともに、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関し、さらなる財政支援を国に強く求め、併せて道も市町村が講じる対策に必要な財政支援を行うこと。
- ・地震や集中豪雨など自然災害は、いつ、どこで発生してもおかしくない現状から防災意識の醸成に取り組むとともに、災害弱者と言われる高齢者、障がい者、子ども、疾患のある人、外国人などの移動手段の確保を含む避難計画の早期策定に向けた市町村支援、加えて、積雪寒冷期の避難や感染症対策も含めた避難所の設置・運営について、十分な検討と対策を講じること。また、周囲へ遠慮せずに避難所で生活できる体制を整えるための支援を強化すること。
- ・昨年2月の大雪では札幌市や石狩地方を中心に大規模な交通障害が発生した。近年は、札幌圏に限らず全道各地で暴風雪による生活道路の寸断など命や暮らしに関わる深刻な事案が発生していることから、昨年取りまとめた「大雪に係る関係機関の対応検証と今後の対応策に関する報告書」を踏まえ、実効ある雪害予防対策や応急対策を講じるとともに、実践的な訓練などを通じて道民の安全・安心と社会経済活動の維持を図ること。

7 地方交通政策について

(1) JR路線維持問題

- ・広域分散型の本道における鉄道は、道民の日常生活や基幹産業、地域経済を支える重要な公共交通の1つである。知事の1期目にも路線の廃止が相次いだが、これ以上の路線縮小を防ぐため、問題をJR北海道や沿線市町村任せにせず、道が主体的に関与すること。

(2) 新千歳空港駅のスル化

- ・新千歳空港駅のスル化は、新千歳空港へのアクセスを飛躍的に高め、道南・道東からのアクセス改善はもとより、道内空港の一括民間委託の効果拡大に大きく貢献することから、空港アクセス鉄道の抜本的改良を行うこと。

(3) 円滑な物流の確保

- ・日常における円滑な物資や人員輸送を確保するため、トラックや鉄道、フェリーなど各モードの特徴を活かした複合一貫輸送の推進、物流の役割を考慮した道路網の整備や鉄道ネットワークの維持に向けた取り組みを講じるとともに、災害発生時などにおける物資の円滑な流通を担保するため、物流の基幹的広域防災拠点を整備すること。

8 環境政策について

(1) ヒグマ対策

- ・近年、道内のヒグマ生息数の急増に伴い生息域も拡大しているが、道内各地で目撃情報が相次いでおり、遭遇事案や人身事故も多発していることから、事故発生を防止する対策の強化を図ること。

(2) ゼロカーボン北海道の推進

- ・温室効果ガスの削減は、市町村、事業者、道民の幅広い連携・協力が不可欠であり、知事の指導力発揮が欠かせない。一昨年から本格化した「ゼロカーボン北海道」の実現に向けた取り組みを着実に進めること。一方で再生可能エネルギーなど多様なエネルギーについては、費用対効果を勘案しつつ活用することが求められることから、排出者による排出削減への取り組みを加速させるために、さらなる啓発、技術開発と普及に向け、あらゆる資源の投入や支援を行うこと。

なお、知事が公約で掲げた脱炭素基金の新設について、規模や実施時期を早急に明確化すること。

(3) 再生可能エネルギーの拡大

- ・再生可能エネルギーの拡大に異論はないが、例えば、メガソーラー（大規模太陽光発電）が自然を破壊し、住民が反対するケースが全国で相次いでおり、また、洋上風力発電の設置には地元漁業者との合意が必須要件である。トラブルを未然防止するには、地域の方々が参画して再エネを進めることができが肝要であり、併せて安定した供給量の確保や高額な発電コストの低減など、課題の解決に向けた方向性も丁寧に説明すること。

9 農林水産業の振興について

(1) 農業政策

- ・肥料高騰などにより苦境に立たされている1次産業への継続的支援が急務である。原価率ばかり上がり「稼げない農業」のイメージが強まれば担い手不足に拍車が掛かるることは必至であることから、農家の負担軽減に対する当面の支援と、将来に向け持続可能な営農、に繋がる仕組みづくりを整えること。

- ・本年3月から4月にかけて千歳市の養鶏場で発生した高病原性鳥インフルエンザは、3カ所で計122万羽が殺処分された。これは道内で飼育される全体の約2割に当たり、品薄や鶏卵価格の高騰で道民生活や事業者活動に影響が波及している。ワクチン接種や吸気口フィルターの設置などこれまでの対策の在り方を見直す必要も生じることから、鶏舎の分割管理を導入する農場への費用助成など財政的な支援を国に求めること。

加えて、家畜伝染病発生時に対応する獣医師は慢性的な欠員状態にある中、道内のみならず他県での対応などにも派遣されている。獣医師の人材確保・人材育成についても早急に取り組みを強化すること。

(2) 林業政策

- ・昨年3月に新たに策定された「北海道森林づくり基本計画・道有林基本計画」に掲げられた7つの「重点的な取組」が達成されるよう着実に推進を図ること。また、物価高騰に伴い林業分野でも影響が深刻化していることから、効果的な支援策を打ち出すとともに、国へ支援強化を求めるこ。

(3) 水産業政策

- ・ロシアのウクライナ侵攻に伴う日ロ関係の悪化は、北方領土周辺水域の漁業に影を落としている。加えて、燃油や資材の高騰が追い打ちを掛け、本道漁業は厳しい状況が続いている。効果的な支援策を打ち出すとともに、国へ支援強化を求める。
- ・東京電力福島第1原発で発生した処理水について、政府は今年1月の関係閣僚会議で「今年の春から夏ころ」の海洋放出開始を示した。未だ地元漁業者の理解が得られておらず、政府の風評被害対策や海洋監視体制も具体策は不透明だ。加えて、中国、韓国など12の国・地域では事故後の輸入規制が継続している。政府は、今年4月のG7気候・エネルギー・環境相会合や先日のG7広島サミットにおいても主要7か国から放出への「歓迎声明」を引き出すことはできなかった。一度放出が開始されれば30年は続き、その影響は様々な形で本道漁業に及ぶ恐れがある。道内漁業者の不斷の努力や情熱で築き上げてきた信頼や信用を無にしないためにも、国に対して再検討を求めるとともに、道としても可能な対策を講じること。

10 エネルギー政策について

(1) 泊原発再稼働

- ・泊原発再稼働については、国のエネルギー政策の大転換に伴い原発回帰の気運が高まる中にあって、未だ住民の不安の解消に至っていない福島第一原発事故を踏まえ、北海道に原発の必要性は極めて低いという根本的な視点を忘れず対応すること。

(2) 高レベル放射性廃棄物最終処分場

- ・高レベル放射性廃棄物最終処分場の選定については、知事選告示直前のマスコミインタビューで概要調査への移行時における知事の意見聴取に関して、反対の意見を述べる姿勢を明らかにした。今後も「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」を遵守し、反対の姿勢を貫くこと。

また、最終処分場の選定問題は、一自治体ではなく、北海道全体の問題として捉えることが肝要であり、道は、道条例に則った道民意識の醸成と世論喚起に向け、積極的かつ継続的に取り組むこと。

(3) ゼロカーボン北海道の推進

- ・温室効果ガスの削減は、市町村、事業者、道民の幅広い連携・協力が不可欠であり、知事の指導力發揮が欠かせない。一昨年から本格化した「ゼロカーボン北海道」の実現に向けた取り組みを着実に進めること。一方で再生可能エネルギーなど多様なエネルギー源については、費用対効果を勘案しつつ活用することが求められることから、排出者による排出削減への取り組みを加速させるために、さらなる啓発、技術開発と普及に向け、あらゆる資源の投入や支援を行うこと。

なお、知事が公約で掲げた脱炭素基金の新設について、規模や実施時期を早急に明確化すること。（「8 環境政策について」の(2)の再掲）

(4) 再生可能エネルギーの拡大

- ・再生可能エネルギーの拡大に異論はないが、例えば、メガソーラー（大規模太陽光発電）が自然を破壊し、住民が反対するケースが全国で相次いでおり、また、洋上風力発電の設置には地元漁業者との合意が必須要件である。トラブルを未然防止するには、地域の方々

が参画して再エネを進めることができが肝要であり、併せて安定した供給量の確保や高額な発電コストの低減など、課題の解決に向けた方向性も丁寧に説明すること。（「8 環境政策について」の(3) の再掲）

11 人権等施策について

(1) パートナーシップ制度の導入

・パートナーシップ制度は、性的マイノリティ当事者のみならず、社会全体においても多くのメリットを創出することが考えられる。道内では、昨年から今年4月にかけて導入自治体が相次いだが未だ8市に止まっている。当事者を含めた道民の多くが、市町村への後押しも含め、道の強い指導力に期待しており、導入促進に向け、道がリーダーシップを発揮するとともに、併せて道自身が、早期の制度導入に取り組むこと。

(2) 男女平等参画計画の策定

・SDGsの目標の1つである「ジェンダー平等の実現」に積極的に取り組むこと。併せて人口減少が進む中、持続的成長の実現と地域社会の活力を維持するための男女平等参画社会の実現に向け、男女平等参画計画の策定は極めて重要である。道は未策定の市町村（令和4年3月現在：111市町村）に対し、市町村の事情や地域の状況に配慮しつつも、可能な限りの早期策定に向けた働きかけを行うこと。さらに、施策の方向の項目ごとの目標が目標年次に達するよう、引き続き、関係部局との連携を強化すること。

12 教育課題について

(1) 教員の働き方改革

・「給特法」及び「給特条例」の改正により、時間外在校等時間の上限が「月45時間、年360時間」と定められたが、教員は依然として法の趣旨を逸脱する勤務環境に置かれている。学校における働き方改革は、継続して不断の見直しが必要で、実効性ある業務の削減策を具体的に示し取り組むとともに、特に時間外在校等時間を早期に公表し、働き方改革の推進に繋げること。

(2) いじめ問題などへ対応するための定数の増加

・いじめ問題については、依然として認知件数は相当数に上り、時に学校側の不誠実とも取れる対応によりいじめと認知するため時間を要した事例も散見する。現場では、いじめプログラムを作成し対応しているが、きめ細やかに対応する人員が圧倒的に不足している。いじめ問題に対する職員定数の増員、ICT支援員の確保に取り組むこと。

(3) インクルーシブ教育の推進

・差別のない社会を実現するため、誰もが尊重される環境を教育現場から整えることが必要である。本年1月には、障がい者当事者がつくる団体がインクルーシブ教育推進の要請書を道教委に提出しており、各地で関係団体が国連の勧告を厳しく受け止め、必要な施策を講じるよう関係機関に要請している。社会全体で「どうすれば実現できるか」と考え、議論することが不可欠なことから、長期的な視点に立ち施策を講じていくよう国へ積極的に要請すること。

(4) 子どもの自殺

・昨年度国内で自殺した小中高の児童生徒は 514 人と過去最多となった。児童生徒の自殺者は 2011 年から 300 人台となり、少子化にもかかわらず、増加傾向にあるが、本道では、全体としては減少傾向にあるものの令和 2 年では、10 代で 39 人、割合としては 4.4% と全国の 3.8% を上回っており問題である。

今年度から第 4 期の北海道自殺対策行動計画がスタートするが、計画上の主な取り組みが十分な効果を得られるよう、一部担当部署の努力のみに依拠せず、医療、保健、福祉、教育が一体となって一人の自殺者も決して出さないという覚悟をもって取り組むこと。（「5 医療・福祉政策について」の(7)の再掲）

(5) 奨学金制度の拡充

・有利子の貸与型奨学金を利用している学生の中には、将来の多額な返済金に不安を抱いている利用者が少なくない。物価高騰の影響により日々の生活にも苦慮しており、経済的に困窮している実態も散見する。給付型や無利子の奨学金の受給要件の緩和とともに、制度の拡充を図ること。

(6) ケアラー対策

・家族の世話を担うケアラー（ヤングケアラーを含む）の問題は、当事者が気軽に相談しやすい環境づくりと、相談がしっかりと課題の解決にまで繋がるよう、フォローアップ体制を強化すること。（「5 医療・福祉政策について」の(5)の再掲）

以上